

震災廃棄物

広域処理体制構築へ

環境省 首都圏で対策検討

環境省は震災廃棄物の広域処理体制の確立を進めている。まず八都府市（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、横浜市、

川崎市、千葉市、さいたま市）の担当者を委員に「首都圏震災廃棄物対策検討会」を2007年度から設置して2年間にわ

たる調査・検討を行ってきたが、この成果を基に首都圏の自治体が今年度から協力体制の整備やデータベースの共有化を本

格化させる。また、同省では検討会の成果を基に震災廃棄物広域処理に関する手引きを策定する計画だ。

同省では1995年の阪神・淡路大震災を受け、「震災廃棄物対策指針」を98年に策定、各自治体に震災廃棄物処理計画の策定を促してきた。現在6割程度の自治体が計画を策定しており、同省では引き続き計画策定の徹底を図っていくことを課題としているものの、一方で広域処理の体制整備が不十分であることが大きな問題となっている。

特に首都圏で大規模な地震が起こった場合、大量の廃棄物が発生し被災した自治体単独では処理しきれない事態が予想されるため、広域的に連携体制を整えておくことは必要不可欠だ。

こうしたことから検討会を設置して07、08年度の2年間調査・検討を行ってきた。この中には①相互協力体制の整備②データベースの構築③広域防災マップの作成――などが検討事項に上った。近く検討会の報告書がまとめられ、これを基に今年度から首都圏の自治体で協力体制の構築に着手していく。データについてはすでに各自治体で構築しており、共有を始めていく。

用できる広域的な震災廃棄物処理についての手引を作成し今年度中に公開する予定。また、今年度と来年度も同事業を継続していく方針で、今年度からは首都圏以外の地域での調査・検討を開始する。当面の対象地域は中部圏と関西圏を予定している。

平成21年4月8日
環境新聞

同省では検討会の報告書を基に、他地域でも活